

長崎県原油価格高騰対策本部設置要綱

(目的)

第1条 原油価格の高騰は、農林水産業、運輸業、窯業、中小企業等の経営を大きく圧迫するとともに、県民生活全般にわたり深刻な影響を及ぼしていることから、関係部局が連携して適切な対策を推進するため、長崎県原油価格高騰対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 対策本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 原油価格高騰対策の推進に関すること
- (2) 国等に対する原油価格高騰施策の要望に関すること
- (3) その他原油価格高騰対策について必要な事項に関すること

(構成員)

第3条 対策本部は、別表1に掲げる職員をもって構成する。

(本部長及び副本部長)

第4条 対策本部に本部長を置く。

- 2 本部長は知事をもって充てる。
- 3 本部長は、会務を統括し、対策本部の議長となる。
- 4 本部長を補佐するため、副本部長を置く。
- 5 副本部長は副知事（県民生活環境部担当）をもって充て、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 対策本部の会議は本部長が必要に応じて招集する。

- 2 対策本部の会議は、必要に応じ構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 対策本部には、幹事会を設置する。

- 2 幹事会には幹事長及び副幹事長を設置する。
- 3 幹事長は、必要に応じ幹事会を招集し、会務を統括する。
- 4 副幹事長は、幹事長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 幹事会は別表2に掲げる職員をもって充てる。
- 6 幹事会は、必要に応じて幹事会構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 対策本部の事務局を県民生活環境部県民生活環境課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- この要綱は、平成20年7月14日から施行する。
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成26年6月1日から施行する。
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

本部長	知事
副本部長	副知事（県民生活環境部担当）
構成員	秘書・広報戦略部長 企画部長 総務部長 危機管理部長 地域振興部長 文化観光国際部長 県民生活環境部長 福祉保健部長 こども政策局長 産業労働部長 水産部長 農林部長 土木部長 交通局長 教育長

別表 2 (第 6 条関係)

幹 事 長	県民生活環境部長
副 幹 事 長	県民生活環境課長
構 成 員	秘書課長 政策調整課長 総務文書課長 防災企画課長 地域づくり推進課長 文化振興・世界遺産課長 福祉保健課長 こども未来課長 産業政策課長 漁政課長 農政課長 監理課長 交通局管理部長 教育政策課長